

---

## 第17回国際労働問題シンポジウム

---

# グローバル経済化と国際労働移動

移民労働者のディーセント・ワーク

---

### 特集にあたって

国際労働問題シンポジウムは、1987年に開始されて以来、2004年のシンポジウムで第17回目となる。2003年から、法政大学大原社会問題研究所の単独主催ではなく、ILO駐日事務所との共催となった。2004年も同様、両団体の共催および（財）日本ILO協会の後援というかたちで、10月4日（月）に開催された。場所も、法政大学のキャンパスを離れて、ILO駐日事務所の入っている国連大学ビル内の国際会議場で開かれた。

この国際労働問題シンポジウムは、これまで原則として、その年のILO総会で取り上げられた議題の一つを選び、討議に参加した政府および労使の代表から審議状況についての報告を受けつつ、それに関連して学識経験者から意見を述べていただき、さらにシンポジウム・パネラーとフロアの方々との質疑応答というかたちで行われてきた。

第17回国際労働問題シンポジウムは、2004年6月の第92回総会で取り上げられた議題のうち、第6議題である移民労働者問題についての一般討議に注目し、これをシンポジウムのテーマとして取り上げることにした。この一般討議にあたっては、「グローバル経済の中での移民労働者に対する公正な取り扱いに向けて」(Towards a Fair Deal for Migrant Workers in the Global Economy)と題する膨大な報告書が提出された。

そこで、今回のシンポジウムでは、その報告書を取りまとめた事実上の責任者であるマノロ・アベラ氏（ILO社会保護総局国際労働力移動部部长）をお招きし、基調講演をしていただくこと、およびシンポジウムにも特別ゲストとして参加してもらうことを企画したところ、幸いアベラ氏の快諾が得られて、実現の運びとなった。

\*

2004年のILO総会の概要については、堀内光子ILO駐日代表の「あいさつ」(後掲)のなかで、具体的に紹介されている。以下には、なぜ移民労働者問題についての一般討議に注目し、これをシンポジウムの議題として取り上げたか、その背景及び理由を簡単に述べておきたい。

これまで、移民労働者の保護に関する条約としては、1949年に採択された97号条約（移民労働者に関する条約）および1975年の143号条約（劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約、略称＝移民労働者（補足規定）条約）が存在していた。だが、各国における両条約の批准率は低く、1999年6月1日現在、前者は40カ国、後者の条約に至ってはわずか17カ国に過ぎなかった。日本も未批准国に入る。

こうした状況に鑑み、ILO条約勧告適用専門家委員会は、すでに1996年11月の理事会に対し、一般調査を行うこと、将来の総会において、基準の見直しと改定について一般討議を行うことを要請していた。これを受けるかたちで、2002年3月の理事会は、2004年の第92回総会において、総合的アプローチに基づく移民労働に関する一般討議を議題とすることを決定した。その際、議論の対象として、グローバル化の時代における移民労働、より秩序のとれた移民労働者に対する政策や機構、

権利の確立による移民労働者保護の向上を含むこととした。これを受けて総会に提出されたのが、前記の膨大な報告書であった。

総会での一般討議の結果を示すものとして、「結論」(資料 )およびその一部分をなす「移民労働者のためのILO行動計画」(資料 )が採択された。さらに、グローバル経済における権利ベースのアプローチによる移民労働者のための非拘束的な多国間の枠組みをつくるということで、そのガイドラインをつくることが決議された。このガイドラインは、2005年11月の理事会までに作成されることになっている。したがって、このガイドラインの内容についての議論が今後、重要になっていくと思われる。

このように、2004年のILO総会では、移民労働者問題は、まだ一般討議に留まってはいる。だが、グローバル経済化の一層の進展、それと併行して、とくに日本では少子高齢化が急激に進行することが予想されるにつけ、移民労働者問題は、日本でもすでに、これまでと異なる様相を示し始めているのではないかと。それ故、ILO総会における移民労働者問題の一般討議状況を踏まえることは、十分に意義のあることと考えている。後掲資料に、連合と日本経団連の関連する政策提言を掲げたのも、そうした認識の一環である。

\*

幸いなことに、このシンポジウムのテーマは、多くの人の関心と呼ぶこととなり、これまでのシンポジウムでは最多人数の参加を記録した。しかも、参加者の顔ぶれも、研究者、労働団体関係者だけでなく、社会保険労務士など現場での実務に携わりながら、苦勞している方々などと、きわめて多彩であった。

最後になったが、この日本でのシンポジウムにあたり、ILO本部からおいでいただき、基調講演及びシンポジウムの特別ゲストを務めていただいたマノロ・アベラ氏に特別に感謝の意を表明したい。さらに、シンポジウム・パネラーとして参加され、熱心にご討議いただいた4人の方々および当日、ご参加いただいた方々を始め、全ての関係者に、この場を借りて心からのお礼を申し上げたい。

(早川 征一郎 記)

### 第17回国際労働問題シンポジウム

## グローバル経済化と国際労働移動

移民労働者のディーセント・ワーク

主催 法政大学大原社会問題研究所

日時 2004年10月4日(月) 午前10時～午後5時

ILO駐日事務所

会場 国連大学本部ビル5階:

後援 (財)日本ILO協会

「エリザベス・ローズ・ホール」

午前の部: 基調講演(10時～12時30分)

テーマ 21世紀の東アジア労働移動に関する多国間対応枠組み

講演者 マノロ・アベラ (ILO社会保護総局国際労働力移動部部长)

午後の部: シンポジウム(14時～17時)

テーマ グローバル経済化と国際労働移動 移民労働者のディーセント・ワーク

2004年のILO第92回総会について

ILO駐日代表 堀内 光子

ILOにおける討議をめぐって

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐 森實久美子

労働者の立場から

日本労働組合総連合会総合労働局長 須賀 恭孝

使用者の立場から

日本経済団体連合会労働政策本部 阿部 博司

ILOにおける移民労働者問題の討議と日本

法政大学経済学部教授 森 廣正

特別報告

ILO社会保護総局国際労働力移動部部长 マノロ・アベラ

司会

法政大学大原社会問題研究所助教授 鈴木 玲

(注) 肩書きは、2004年6月現在